

行政書士登録手續のご案内

山口県行政書士会

山口市惣太夫町2番2号

TEL 083-924-5059

- ◎ 行政書士登録をされる方で山口県内に事務所を設けられる方は、山口県行政書士会（事務局）に、登録申請者本人が以下の登録申請に必要な書類と諸費用を持参して、手続きを行ってください。
※住民票、身分証明書等を取得される際には、マイナンバーが記載されていない書類をご提出ください。（マイナンバーが記載されている場合、書類は取り直しとなりますので、ご注意ください。）

◎登録申請に必要な書類（各1部）

1. 登録申請書（登録免許税 30,000 円の印紙を貼付、消印無効）

- ①本籍地・住所・事務所の所在地は証明書と同じように記入（例）○丁目○番○号・△△△番地
・自宅住所情報：ローマ数字の使用は不可とし、必ず算用数字を記載・入力ください。

（例）「AマンションI号館」ではなく「Aマンション1号館」と記載・入力する。

- ②行政書士以外の類似資格については、開業されている場合のみ記入し、証明書等の写しを添付

2. 履歴書（写真 2.5 cm×3 cmを貼付）

- ⑥ 別に同じ写真を2枚提出（裏面に氏名、撮影年月日を記入）

3. 住民票

（本籍地が記載されているもの申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

4. 行政書士となる資格を有する証明書類（いずれか1部）

- ①行政書士試験合格者の方は…合格証の写し（原本を確認しますのでご持参ください）
②弁護士、弁理士、公認会計士、税理士いずれかの資格登録の方は…登録事項証明書（原本）
③行政事務を担当していた者は、公務員職歴証明書。（所属行政機関の証明）
（②、③については、申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

5. 誓約書

- ①日本行政書士会連合会長に対する誓約（事務所所在地が住所と同じ場合は同上と記入）
②山口県行政書士会に対する誓約

6. 承諾書 山口県行政書士政治連盟に対する承諾

7. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」

の証明を受けたもの（申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

8. 事務所の位置図

9. 使用承諾書（事務所が賃貸の場合に必要・別の事務所の使用权を確認できる書類等でも可）

※1・2・5①は日本行政書士会連合会 HP からダウンロード可能です。

◎登録手数料 25,000円

◎入会金 200,000円

※ 申請手続きにお越しの際は、事前に事務局にご連絡をお願いいたします。また、申請書に押印されたご印鑑もお持ちください。

※場合により必要な添付書類及び提示書類

- a) 学歴証明書（学歴が高卒以上で行政事務歴が17年以上20年未満の場合）
- b) 懲戒免職処分を受けていない旨を証明する証明書
（公務員歴があり、退職後3年を経過しない場合）
- c) 共同・合同事務所届出（開設する事務所が該当する場合、事務局に様式があります）
共同事務所…行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合
合同事務所…行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
- d) 誓約書（開設する事務所が該当する場合は、事務局に様式があります）
[法人等に勤務しており事務所は別の場所に設ける場合]
[法人等の事務所内に事務所を設ける場合]

e) 戸籍抄本

[職務上、旧姓の使用を希望する場合]

[婚姻等の理由により行政書士試験合格時から氏、名若しくは、氏名の変更があった場合]

※上記の他、日本行政書士会連合会会則第40号第3項に基づき、日行連が必要と認めた場合には提出を求めることがあります。

◇登録申請から行政書士名簿への登録まで

登録申請を受け付けた当会は、これを日本行政書士会連合会（以下「日行連」という）に進達します。日行連は所定の審査を行い、資格者と認定した者は「行政書士名簿」に登録します。

◇登録証交付式

「行政書士名簿」に登録されると、「登録証」及び「登録証票」が日行連より交付されます。ただし、当会経由で交付されますので、当会から電話連絡いたします。その際、登録証交付式の日時をお知らせします。

◇登録証を受領するときの必要事項

①「職印」「私印」②「職印届書」「印鑑紙」（登録申請時にお渡しします。）

③会費の納入 登録された月から会費の納入になります。

（本会会費年額）62,400円

（【前期】4月～9月分（4/25払）【後期】10月～翌3月分（10/25払）の2回分割で納入）

（政連会費年額）3,600円（4月一括納入）

⑤物品の購入 行政書士徽章 一個 5,500円

領 収 証 一冊 600円

事 件 簿 一冊 600円

◆行政書士法 第3章登録 第6条（登録）

◆日本行政書士会連合会会則第39条（行政書士名簿に登録すべき事項等）、第40条（登録の申請）、第81条（行政書士の職印）

◆行政書士法施行規則 第1条（事務所の表示）

◆行政書士事務所設置指導基準

◆事務所の名称に関する指針

収入印紙
- 3 万円 -
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第 1 号（第 2 条関係）

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

印

行政書士法第 6 条第 1 項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	☐ 個人開業 ☐ 行政書士法人の社員 ☐ 行政書士の使用人 ☐ 行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -) TEL ()						
事務所の名称	※1（法人番号： ）						
事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -) TEL ()						
資 格	行政書士試験合格	都道府県 年度 第 号					
	その他資格	☐ 行政書士法第 2 条第 号該当 ☐ 昭和 26 年法律第 4 号附則第 2 項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。

注 1：未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。

注 2：現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。（2カ所に割印して提出すること。）

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第 2 条の 2 第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

受付番号 ()

〔書式 1〕

履 歷 書

[illegible]

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

殿

住 所

事務所所在地

（予 定）

氏 名

（自 署）

㊟

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》

行 政 書 士 法

（欠格事由）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年（平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和26年法律第237号）第48条第1項の規定により同法第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの

別紙（第6条の2第2項関係）

令和 年 月 日

山口県行政書士会

会長

殿

氏 名

⑩

誓 約 書

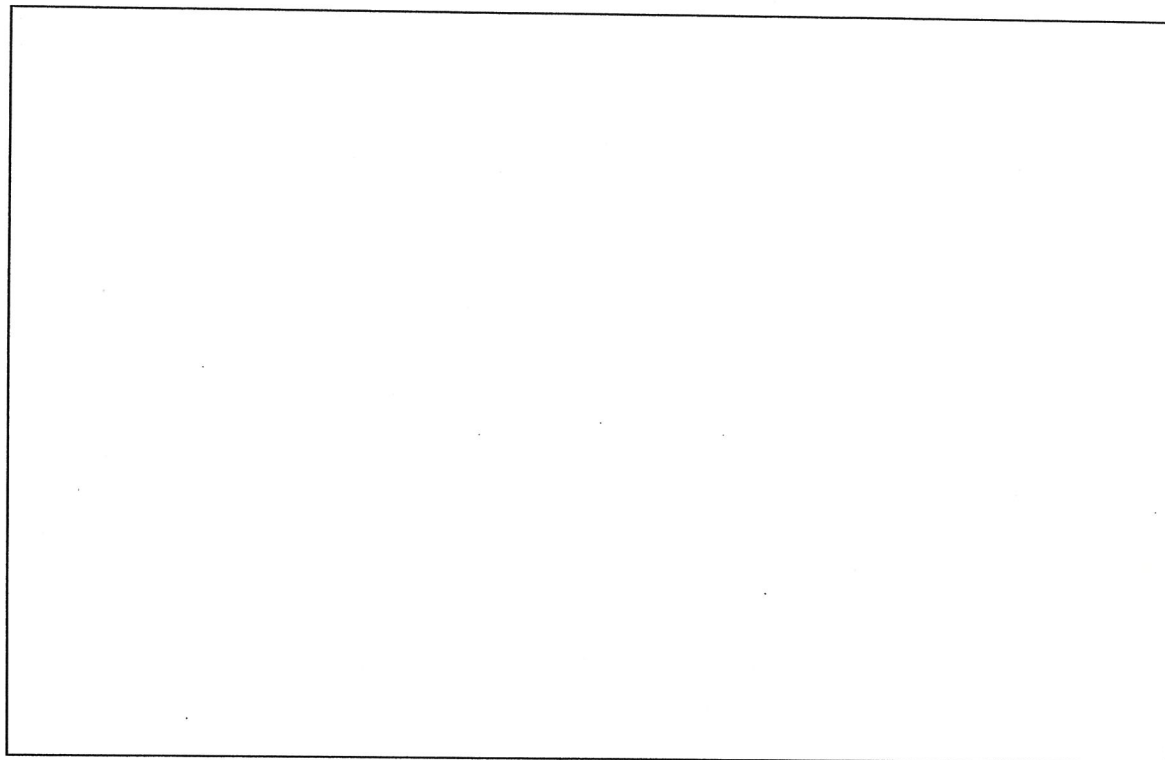
私は、山口県行政書士会に入会するにあたり、法及び山口県行政書士会会則並びに諸規定を遵守することをここに誓約するとともに、これらに違反があったときは、法及び山口県行政書士会会則に基づく厳正な処分を受けても異議はありません。

特に、山口県行政書士会会則第9条に定める会費を滞納し、同会則第56条の規定による処分がなされたときは直ちにこれに応じます。

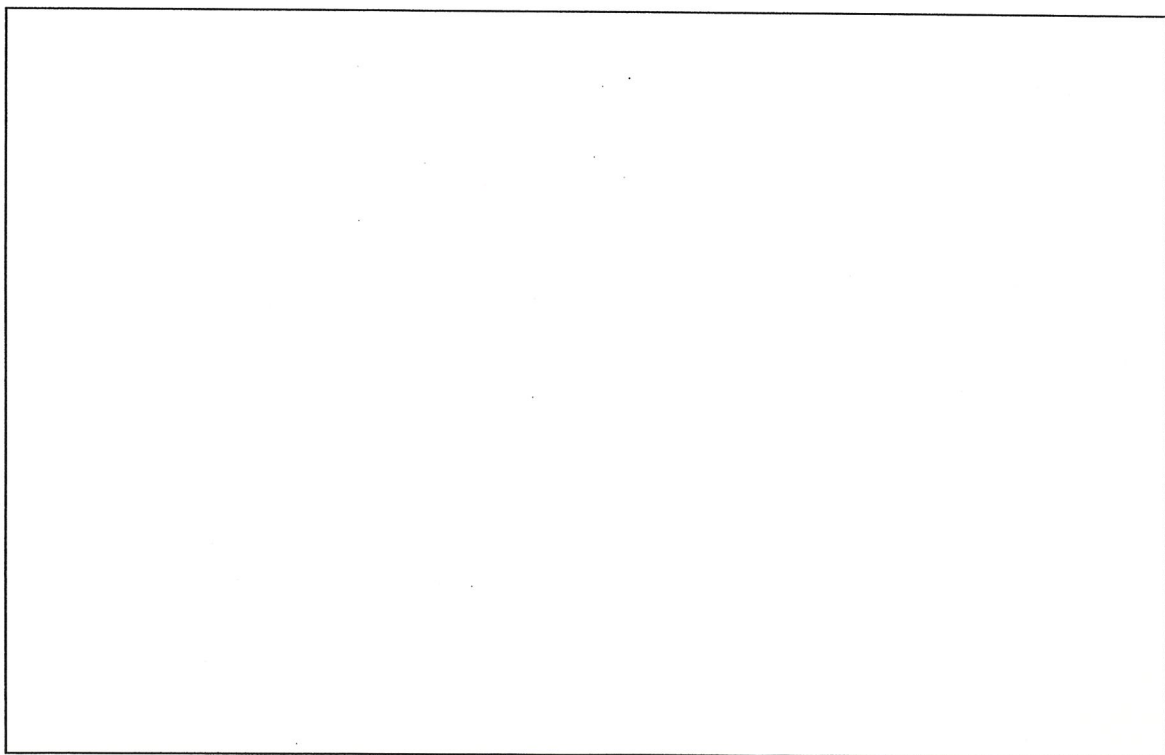
事務所の位置図・平面図

位置図

氏 名

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for drawing a location map.

平面図（事務所内）

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for drawing a floor plan of the office interior.

使用承諾書

私（当社）が所有（使用）する下記の建物を、あなたが行政書士の業務を行う事務所として、使用することを承諾します。

記

1. 建物の表示

2. 使用期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

年 月 日

承諾者 住 所

氏 名 (印)

(所有者又は賃借人)
(法人の場合は代表者名)

使用者 住 所

氏 名 _____ 殿

承 諾 書

山口県行政書士会入会後同会を退会するまで、山口県行政書士政治連盟会員となることを承諾します。

令和 年 月 日

氏 名

⑩

山口県行政書士政治連盟会長 様